

袋井国際交流協会規約

(名 称)

第1条 この団体は、袋井国際交流協会（以下「協会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 わたくしたちは、地球上の一市民であることを自覚し、青少年をはじめ、広く市民の国際的な視野と感覚を高め、多くの国々やその人達との交流を通じて、相互の理解と友好親善を深め、ひいては世界の平和と繁栄に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 協会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 国際交流・多文化共生に関する事業計画の策定及びその推進
- (2) 国際交流・多文化共生に貢献できる人材の育成
- (3) 在住外国人・留学生との交流、相談及び支援事業
- (4) 市民活動団体、行政及び企業等との交流、連携並びに協力事業
- (5) 国際交流・多文化共生に係る袋井市からの受託事業
- (6) その他目的達成に必要な事業

(会 員)

第4条 会員は、第2条の目的に賛同して入会した個人、団体及び法人とする。

- 2 会員は、第15条に定める会費を納入しなければならない。
- 3 入会を希望する者は、書面で会長に届け出なければならない。

(役 員)

第5条 協会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1人
 - (2) 副会長 2人以内
 - (3) 理事 30人以内
 - (4) 監事 2人
 - (5) 顧問 若干人
- 2 理事及び監事は、会員の推薦により会員の中から選出する。
 - 3 会長及び副会長は、理事の互選により選出する。
 - 4 顧問は、産学官を代表する者をもって、これにあてる。

(任 期)

第6条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期中に補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了後も後任者が就任するまでの間、なおその職務を行う。

(役員の仕事)

第7条 会長は、協会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代理する。

- 3 理事は、協会の重要事項を審議する。
- 4 監事は、協会の会計その他の事務を監査する。
- 5 顧問には、協会事業に対して、必要に応じて意見を聞く。

(総会)

第8条 総会は、会員をもって組織し、会長がこれを招集する。

- 2 通常総会は、毎年1回開催し、臨時総会は、会長が特に必要と認めた時に開催する。
- 3 総会の議長は、会長をもってこれに充てる。
- 4 総会において処理する事項は、次のとおりとする。
 - (1) 規約の制定及び改廃に関する事項
 - (2) 事業計画及び事業報告に関する事項
 - (3) 予算及び決算に関する事項
 - (4) 役員を選任に関する事項
 - (5) その他会長が必要と認めた事項
- 5 総会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(理事会)

第9条 理事会は、会長・副会長及び理事をもって構成し、その招集は、会長が必要に応じ招集する。

- 2 理事会の議長は、会長をもってこれに充てる。
- 3 理事会は、協会の運営に関する重要事項について審議し、決定する。
- 4 理事会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(企画会議)

第10条 事業を円滑に推進するため、企画会議を置く。

- 2 企画会議は、会長、副会長および委員長をもって構成する。
- 3 企画会議は、第3条の事業について企画立案し、重要事項については理事会に提案する。

(委員会)

第11条 協会の事業を効果的に運営するため、委員会を次のとおり置く。

- (1) 多文化共生事業委員会
 - (2) 国際交流・グローバル人材育成事業委員会
 - (3) 広報事業委員会
 - (4) その他必要に応じ臨時に委員会を置くことができる。
- 2 委員会の委員は理事をもって充て、委員長は各委員会の委員の互選とする。

(専決)

第12条 協会の事業に関する緊急事項について、総会又は理事会を開催する時間的余裕がない場合は、会長は専決をすることができる。

- 2 会長は、前項の規定により専決をしたときは、次の総会又は理事会において報告し、その承認を得るものとする。

(経費)

第13条 協会の経費は、会費、補助金、寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第14条 協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(会費)

第15条 会費は、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

- | | | |
|--------------|----|----------------------------|
| (1) 個人会員 | 年額 | 2,000 円 |
| (2) 家族会員 | 年額 | 3,000 円 (同一世帯で複数の人が加入する場合) |
| (3) 法人(団体)会員 | 年額 | 10,000 円 |

2 前項の規定にかかわらず、10月1日以降の入会者は前項の会費の2分の1の額とする。

(事務局)

第16条 協会に事務局を置き、事務所は袋井市新屋一丁目1番地の15に置く。

2 事務局に事務局長及び職員を置き、その採用及び採用条件は、会長が決める。

(委任)

第17条 この規約に定めるもののほか、協会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、1983(昭和58)年12月3日から施行する。

2 設立当初の役員は、第7条の規定にかかわらず、発起人会において選任したとおりとし、その任期は、第9条の規定にかかわらず、第2回目の通常総会の日までとする。

1987(昭和62)年5月9日改正

1990(平成2)年7月21日改正

1998(平成11)年6月5日改正

2010(平成22)年5月15日改正

2011(平成23)年5月14日改正

2012(平成24)年6月10日改正

2013(平成25)年7月6日改正

2013(平成25)年8月31日改正

2015(平成27)年5月31日改正

2019(令和元)年5月26日改正